

【参考】

(別表第一の三百五十七の項の床面積の算定)

第七条 条例別表第一の三百五十七の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- 二 確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- 三 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一
- 四 確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

(別表第一の三百五十九の項の床面積の算定等)

第八条 条例別表第一の三百五十九の項及び三百六十一の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

(別表第一の三百五十九の二の項及び三百六十一の二の項の床面積の算定)

第九条 条例別表第一の三百五十九の二の項及び三百六十一の二の項の算定床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

(別表第一の三百九十九の五の二の項及び三百九十九の五の三の項の床面積の算定)

第十一条 条例別表第一の三百九十九の五の二の項の床面積は建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定し、同表の三百九十九の五の三の項の床面積は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分がある場合は、その部分の床面積に二を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)の二分の一について算定する。

※条例別表第一の三百五十七の項：建築物に関する確認申請又は計画通知手数料

※条例別表第一の三百五十九の項：建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料

三百六十一の項：中間検査を経た建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料

※条例別表第一の三百五十九の二の項：建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料

三百六十一の二の項：中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料

※条例別表第一の三百九十九の五の二の項：建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

三百九十九の五の三の項：建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料